

平成31年3月1日

研究拠点形成事業
日本側拠点機関担当者 各位

(独) 日本学術振興会
国際事業部研究協力第一課

平成31（2019）年度消費税増税に伴う業務委託契約の対応について

2019年10月から消費税の増税が予定されておりますが、業務委託契約に基づき消費税込の金額を委託する委託費についても増税の対応が必要となります。

消費税率は役務の終了日（検収日）が基準日となり、検収日が2019年10月1日以降であれば税率10%となります。

つきましては、2019年9月までに購入する物品等の税率は実際のところ8%となり、契約上の消費税額との差額2%分（利益）が生じますが、この差額については受託機関にて留保し、税務署に納付してください。また、不課税又は非課税の支出がある場合は10%の消費税相当分を受託機関にて留保し、税務署に納付してください。

併せて、平成31（2019）年度実施計画書（様式1）、委託費請求書（様式6）、実施報告書（様式7）、委託費支出報告書（様式10）にある「不課税取引・非課税取引に係る消費税」の記入欄には、2019年9月までに購入する物品等の税率8%と契約上の消費税額との差額2%に相当する額を含めて記載してください。

参考：国税庁発出通知

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/kaisei/pdf/O1.pdf>